



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 6月10日金曜日 第1666号

◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	625
医療機関の指定（2件）.....	625
指定医師の辞退の届出.....	626
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	626
市営土地改良事業の施行の同意.....	626
建築確認申請のOA化に伴う区域指定の一部改正.....	626

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	627
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	627

公 告

争議行為の通知の公表.....	627
-----------------	-----

任 免 辞 令

丹下 敬忠外.....	627
-------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1221号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成17年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人絜愛会石川病院	大 西 慶 生	四国中央市上分町732番地1	平成 17年 6月1日
”	”	”	奥 田 俊 介	”	”
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 科	喜多医師会病院	井 上 勝 次	大洲市徳森字小鳥越2632 - 3	”
”	心臓血管外科	”	林 弘 樹	”	”
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	旭川荘南愛媛病院	岡 部 健 一	北宇和郡鬼北町大字永野市1607番地	”
肢体不自由・心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛労災病院	林 雅 太 郎	新居浜市南小松原町13番27号	”
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	”	清 水 公 治	”	”
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	米 田 滋 明	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	”
心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	市立宇和島病院	清 家 裕 貴	宇和島市御殿町1番1号	”
肢体不自由・じん臓・呼吸器機能障害	”	”	玉 井 正 健	”	”
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	”	愛媛労災病院	田 中 芳 紀	新居浜市南小松原町13番27号	”

○愛媛県告示第1222号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成17年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
とみす薬局	大洲市東大洲7-1	/	平成17年 6月1日
ワタキュー薬局東大洲店	大洲市田口甲87-1		”

○愛媛県告示第1223号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成17年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
医療法人吉田内科・泌尿器科医院	宇和島市御幸町二丁目2-12	腎臓に関する医療	平成17年6月1日

○愛媛県告示第1224号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成17年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
心臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	愛媛県立南宇和病院	根津賢司	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	平成17年5月10日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	愛媛労災病院	幡中雅行	新居浜市南小松原町13番27号	平成17年5月16日

○愛媛県告示第1225号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
三越松山支店・ファッションタウンアヴァ	松山市一番町三丁目1番地1外	駐車場の位置	店舗南側別敷地（ブルーパーキング）	店舗南側別敷地（フラワーパーキング）	平成15年11月22日	平成17年5月23日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	12箇所	11箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・朝倉上地区）の施行に平成17年5月30日同意した。

平成17年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1227号

建築確認申請のOA化に伴う区域指定（平成6年4月愛媛県告示第500号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

「宇和島市、八幡浜市、東温市、越智郡、上浮穴郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡の全域並びに西条市のうち明理

川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋

南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町を除く」を「愛媛県の区域のうち、松山市、今治市及び新居浜市の区域以外の」に改める。

○愛媛県告示第1228号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
宇第10号	北宇和郡津島町岩松甲471	北宇和郡津島町	同町役場	平成17年5月31日

○愛媛県告示第1229号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成17年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
三第10号	四国中央市三島中央五丁目4番20号	宇摩交通安全協会	売りさばき所 四国中央市三島中央五丁目4番20号 四国中央警察署内	売りさばき所 四国中央市三島中央五丁目4番20号 三島警察署内	平成17年4月1日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

堀江病院医療労働協議会執行委員長山本真一から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成17年6月2日あったので公表する。

平成17年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成17年度賃金引上げ
- 2 日時 平成17年6月13日正午より問題が完全解決に至るまで
- 3 場所 医療法人佑心會堀江病院（松山市福角町甲1582番地）における同組合員が従事する全職場
- 4 概要 上記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

任 免 辞 令

○任免辞令

5月31日

愛媛県技術吏員 丹 下 敬 忠
同 越 智 貴 紀
同 山 内 美 奈

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）
（各通）

6月1日

谷 平 哲 哉

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）1級を命ずる

技師を命ずる

保健福祉部管理局保健福祉課勤務を命ずる

